

平成 23 年度の個別労働紛争解決制度の利用状況

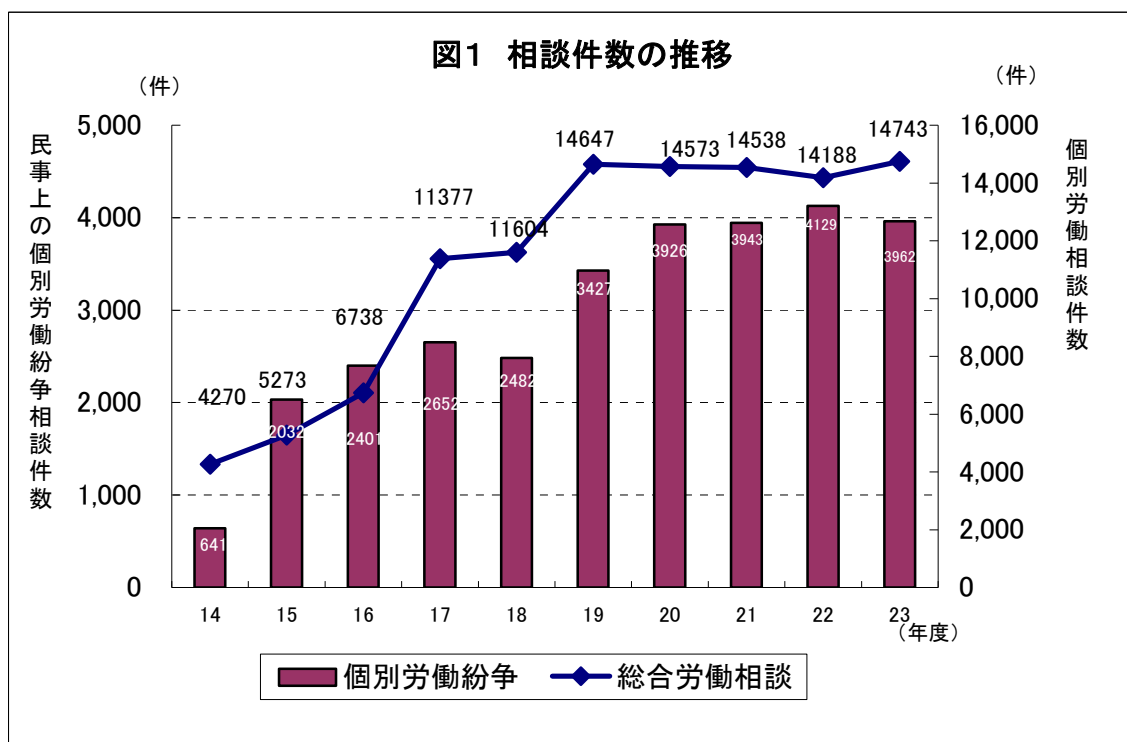
三重労働局

1 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数

三重労働局では、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、県内 7 箇所に総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成 23 年度の 1 年間に寄せられた相談は 14, 743 件であり、過去最多の利用件数となった(図 1)。

このうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談(労働関係法令上の違反を伴うものを除く。)は 3, 962 件であった。この状況下、平成 24 年 4 月から三重労働局企画室の総合労働相談コーナーに「いじめ・嫌がらせ」の労働相談担当者を配置しました。

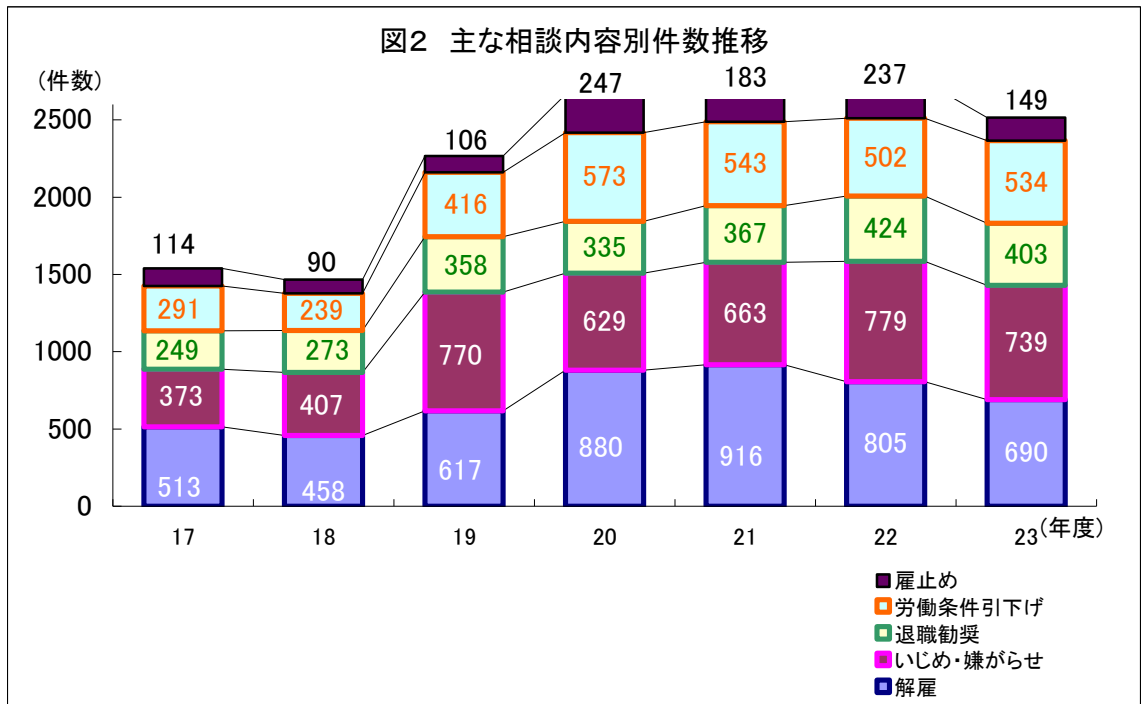


(2) 相談内容

民事上の個別労働紛争に関する相談 3, 962 件を件数順に相談内容をみると、

- | | | |
|----------------|-----------------|-------------|
| ① いじめ・嫌がらせ | 7 3 9 件 (18.6%) | 前年度比 5.1%減 |
| ② 解雇(普通・整理・懲戒) | 6 9 0 件 (17.4%) | 前年度比 14.3%減 |
| ③ 労働条件の引下げ | 5 3 4 件 (13.5%) | 前年度比 6.4%増 |

であった。(図 2)

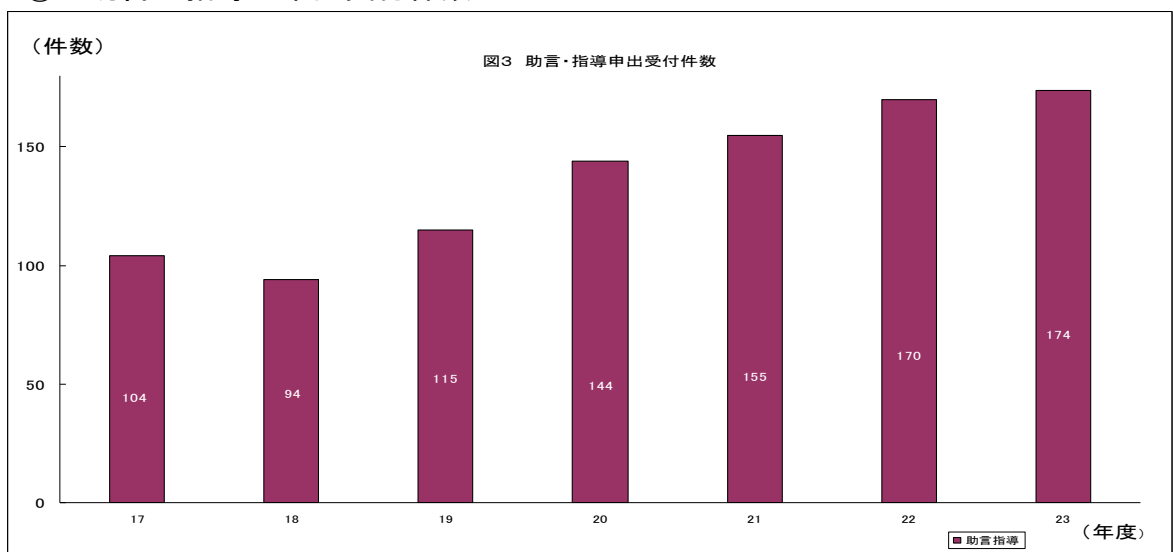


2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

上記1の民事上の個別労働紛争の相談事案のうち、当事者間で紛争の自主的な解決に至らなかった事案については、個別労働紛争の解決を図るための裁判外紛争処理制度として、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん制度を運用している。

(1) 三重労働局長による助言・指導の状況

① 助言・指導の申出受付件数



助言・指導の申出受付件数は174件で、前年度より4件増加した(図3)。

② 助言・指導申出の内容

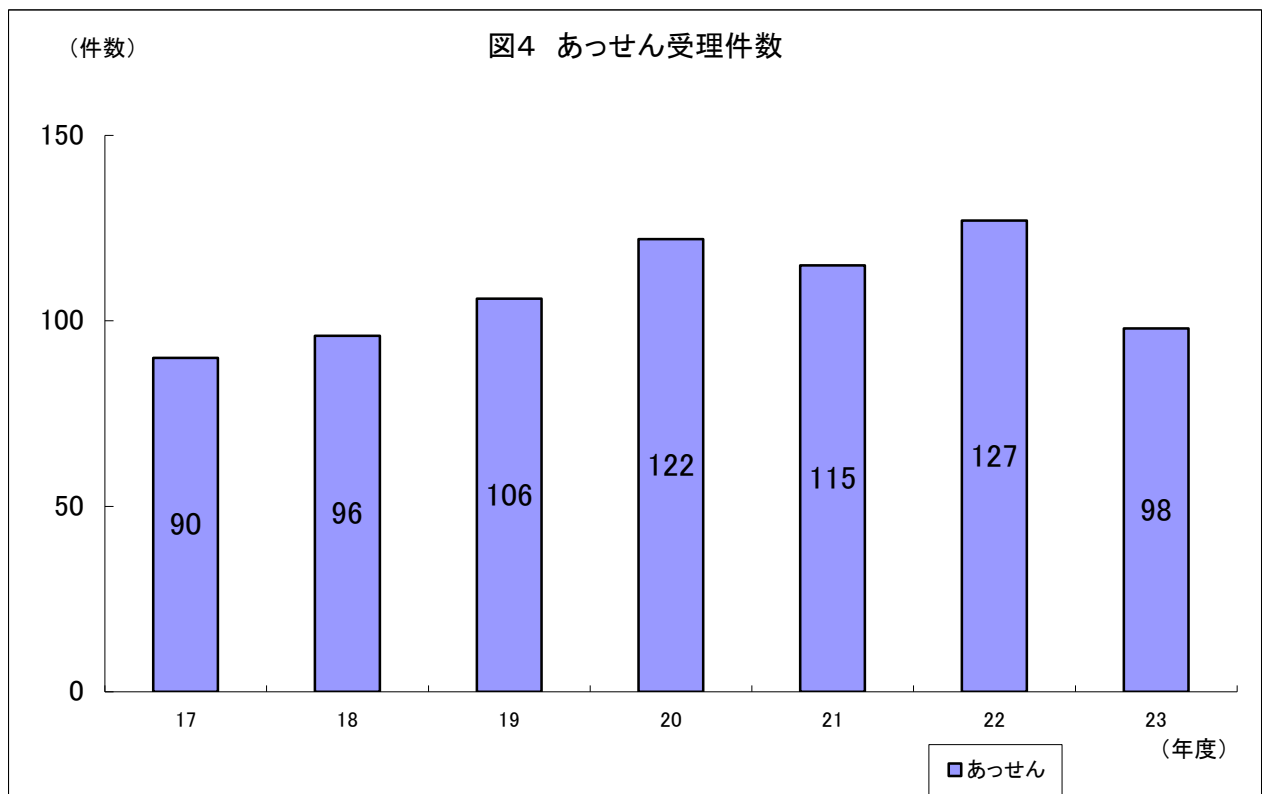
助言・指導申出の内容をみると、いじめ・嫌がらせに関するものが 40 件 (23.0%) と最も多く、次いで、解雇 (普通・整理・懲戒) 24 件 (13.8%)、自己都合退職 22 件 (12.6%) となっている。

(2) 三重紛争調整委員会によるあっせんの状況

① あっせん受理件数

平成 23 年度において、三重紛争調整委員会によるあっせん申請を受理したものは 98 件であった。(図 4)

前年度からの繰越分を含めて、平成 23 年度にあっせんの手続を終了したものは 99 件で、このうち合意成立は 34 件、あっせんで合意しなかった等で打ち切りをしたものは 50 件、申請したが取下げたものは 15 件であった。



② あっせん申請事案の主な内容

平成 23 年度に受理したあっせん事案についての内容をみると解雇 (普通・整理・懲戒) に関するものが 32 件 (32.7%)、次いで、いじめ・嫌がらせ 25 件 (25.5%)、労働条件引下げ 14 件 (14.3%) となっている。

(3) 具体的事例

助言・指導、あっせんの具体的な事例は別紙のとおりである。